

第106回ユニオン学校

「改悪される労働基準法」

お話

田巻紘子弁護士

(南部法律事務所、東海労働弁護団)

日時：2024年10月30日(水曜日)18時30分～

会場：市民活動推進センター集会室

(名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパーク デザインセンタービル6階)

会場カンパ：500円ほど

主催：ユニオンと連帯する市民の会

(unionschool2013@gmail.com)

安倍政権下の2016(平成28)年頃から改正という名の改悪策動がなされ、労働契約法で補完しながら、正面切った労働基準法改正の国会論議ができない分、なし崩しに進行しています。

2024年4月1日に残業の上限規制が4業種(建設業、自動車運転業、医師、鹿児島・沖縄両県の製糖業)で始まったことなど、もともと「裁量労働制」とはいつても「裁量」など労働者にはできない上に、「労使自治」という美名の下に、労働者概念の変更も検討されてます。「残業代ゼロ」にして名目だけ残業ゼロにする制度をつくってきた自民党政権は他方「解雇」をしやすい制度づくりも画策されて、実質的に労働基準法の改悪は進みそうです、それを阻止するために11月1日には東海労働弁護団はじめ合同で集会がもたれますが、その前に田巻弁護士にわかり易く問題点を深掘していただくことになりました。

田巻弁護士は自衛隊イラク派兵差止訴訟、だまっちゃおれん原発事故人権侵害訴訟、ティーエヌ製作所岩永さん労災認定訴訟ほか数々の裁判、市民運動で知られていますが、東海労働弁護団のなかでも労働法制改悪に抗する中心的弁護士としてお招きしました。